川上村における保育認定基準一覧表(令和3年4月1日現在)

保育を必要とする事由及び認定条件	認定期間	保育必要量区分
就労	保育認定が効力を生じた日(以下「効力発生日」と	保育標準時間
48時間/月以上の労働を常態とすること	いう。)から小学校就学前まで	※120時間/月以上の就労
(施行規則第1条の5第1号)	(施行規則第8条第2号及び第8号)	保育短時間
(規則第3条)		※120時間/月未満の就労
妊娠及び出産	母子健康手帳の交付を受けた日から出産日から	保育標準時間
妊娠中であるか又は出産後間もないこと	起算して8週間を経過した日の翌日が属する月の	(施行規則第4条第1項)
(施行規則第1条の5第2号)	末日まで	
	(施行規則第8条第3号及び第9号)	
保護者の疾病または障がい	効力発生日から小学校就学前まで	保育標準時間
疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有し	(施行規則第8条第1号及び第8号)	
ていること		
(施行規則第1条の5第3号)		
同居の親族の介護又は看護	効力発生日から小学校就学前まで	状況に応じて判断
同居の親族(長期入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看	(施行規則第8条第1号及び第8号)	
護していること		
(施行規則第1条の5第4号)		
災害復旧	効力発生日から小学校就学前まで	保育標準時間
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	(施行規則第8条第1号及び第8号)	(施行規則第4条第1項)
(施行規則第1条の5第5号)		
求職活動	効力発生日から90日を経過する日が属する月の	保育短時間
求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。	末日まで	

(施行規則第1条の5第6号)	(施行規則第8条第4号及び第10号)	
	(規則第5条第1項)	
就学	効力発生日から卒業予定日の又は修了予定日が	状況に応じて判断
各種学校に在学していること	属する月の末日まで	
職業訓練を受けていること	(施行規則第8条第5号及び第11号)	
(施行規則第1条の5第7号イ又はロ)		
児童虐待又は DV	効力発生日から小学校就学前まで	保育標準時間
児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる	(施行規則第8条第1号又は第8号)	(施行規則第4条第1項)
こと		
配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認		
められること		
(施行規則第1条の5第8号イ又はロ)		
育児休業中の継続利用	村長が適当と認める期間	保育短時間
育児休業をする場合であって、育児休業に係る子ども以外の子ども	(施行規則第8条第6号及び第12号)	
が既に保育施設を利用しており、当該育児休業の間に引き続き保育	(規則第5条第2項)	
施設を利用することが必要であると認められること		
(施行規則第1条の5第9号)		
その他	村長が適当と認める期間	状況に応じて判断
各事由に類するものとして村長が認める場合	(施行規則第8条第7号及び第13号)	
(施行規則第1条の5第10号)	(規則第5条第3項)	
(規則第4条)		

[※]施行規則とは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年6月9日内閣府令第44号)をいいます。

[※]規則とは川上村保育の必要性の認定基準に関する規則(令和3年4月1日川上村規則第2号)をいいます。